

広げよう地域に根ざした思いやり

あなたのまちの

民生委員・児童委員

●5月12日は民生委員・児童委員の日
区では4月1日現在、厚生労働大臣から委嘱を受けた296名の民生委員・児童委員が、地域で幅広い福祉活動を行っています。民生委員・児童委員は、福祉の仕事に理解と熱意があり、地域の実情に詳しい方です。平成19年に始まった「民生委員・児童委員発災時一人も見逃さない運動」をはじめ、安全・安心なまちづくりを推進するため、地域でさまざまな活動をしています。民生委員・児童委員は、個人の人格を尊重し、秘密を守ることが法律で義務付けられています。生活の中で困っていること、悩んでいることについて、お気軽にご相談ください。地区の民生委員・児童委員が分からないときは、お問い合わせください。
【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273) 3517へ。

民生委員の活動

民生委員は、児童福祉法により児童委員を兼ねています。児童・妊産婦・ひとり親家庭などの相談を受けたり、地域で子どもたちが伸び伸びと成長できるように、区や関係機関と連携しながら、子育て支援のネットワークにも参加し、児童福祉の向上に努めています。地域の幼稚園・保育園などの交流も、積極的に進めています。

児童委員の活動

主任児童委員は、児童委員の活動をさらに充実させるため、児童福祉を専門に担当します。児童関係機関等との連絡・調整や、児童委員との協力活動を通して、児童の健全育成や児童福祉の推進に努めています。

主任児童委員の活動

民生・児童委員協力員

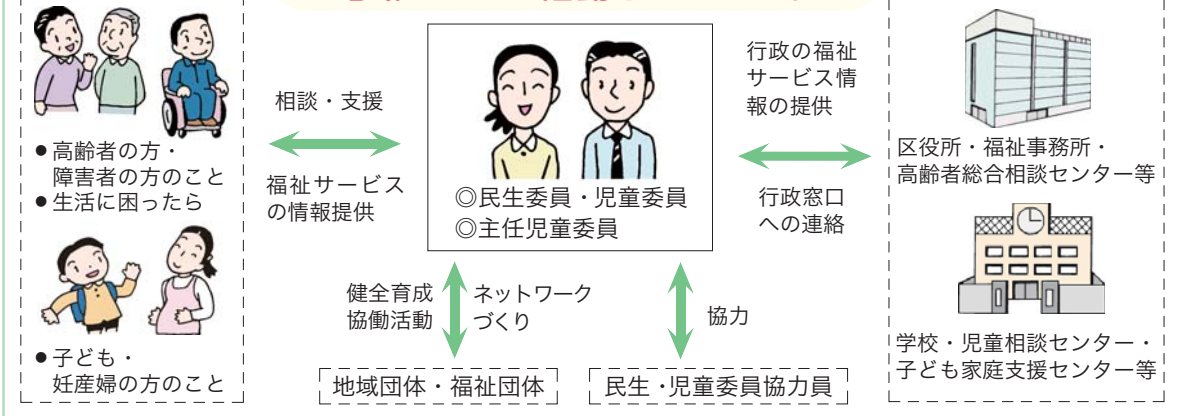
区では4月1日現在、都知事から委嘱を受けた14名の民生・児童委員協力員が活動しています。

民生・児童委員協力員は、地域にお住まいで地域福祉に関心があり、民生委員・児童委員の活動に協力していただいているボランティアの方です。高齢者の方や子どもの見守り、学校や地域で民生委員・児童委員が携わっている行事など、地域の実情に応じて区が協力をお願いしています。



▲地域の安全を守る朝の声かけ運動

地域でこんな活動をしています



▶小学校で昔の遊びを伝える子どもたちと交流します

地上デジタル放送への移行に掛かった

費用の一部を助成します

平成23年(2011年)7月24日までに現在のテレビ(地上アナログ)放送は終了します

地上デジタル放送への移行に必要な経費の一部を区が助成します。該当する方は、お早めに申請してください。

【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273) 3517へ。

助成の対象

次の①③いずれかの世帯のうち、左記(★)のすべてに該当する世帯

①65歳以上の方がいる60歳以上の方のみの世帯(単身世帯は65歳以上の方)

②ひとり親家庭の医療費助成を受けている世帯

③東京都の自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方がいる世帯(精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は対象外)

★21年4月1日～23年3月31日に助成対象経費を支払った
★助成対象経費を支払った年度(21年度または22年度の住民税が非課税)
★助成対象経費の支払い日にも

助成内容

21年4月1日～23年3月31日に支払った次の経費
▶地上デジタル放送を視聴するために必要なチューナー・アンテナ・テレビの購入・設置に必要な経費(携帯電話・パソコン・カーナビ等を除く)
▶集合住宅等の共同受信施設を利用している方で、同施設の改修に必要な経費
▶新たにケーブルテレビ・光ケーブルテレビに加入するための導入工事に必要な経費

▶加入しているケーブルテレビをデジタル放送に変更するために必要な経費(月割使用料を除く)

助成金額

助成対象経費の合計額。2万円を限度(助成は1世帯につき1回)

申請に必要な書類

▶所定の申請書、▶印鑑、▶助成対象経費・対象品目の分かる書類(領収書・保証書・エコポイント申請書のコピー等)、▶助成金の振込先の分かるもの(申請者の預金通帳のコピー等)、▶21年度支払い日が21年4月1日～22年3月31日)に助成対象経費を支払い、21年1月2日以降に新宿区に転入した方は前住所地の21年度非課税証明書、▶22年度(支払い日が22年4月1日～23年3月31日)に助成対象経費を支払い、22年1月2日以降に新宿区に転入した方は前住所地の22年度非課税証明書、▶対象の②に該当する世帯は(親医療証のコピー)、▶対象の③に該当する世帯は東京都の自立支援医療受給者証(精神通院)のコピー

NHKの受信料が全額免除となる方への総務省の支援

チューナー等が無償で給付されます。区の助成(右記)の対象にはなりません。詳しくは、総務省地デジチューナー支援実施センター ☎0570(03)3840(利用できないときは ☎044(969)5425)(午前9時～午後9時。土・日曜日、祝日等は午後6時まで)へ。

●NHKの受信料が全額免除となる方

▶生活保護を受けている世帯、▶住民税非課税で障害者手帳をお持ちの方がいる世帯、▶社会福祉施設等の入所者、▶ハンセン病問題の解決の促進に関する法律・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律により全額免除となる方ほか

申請手続き

必要書類を、23年3月31日(木)までに地域福祉課福祉計画係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階) ☎(5273) 3517へ郵送(必着)またはお持ちください。特別出張所の窓口でもお預かりします。申請書は同課・特別出張所で配布しています。世帯主のほか、同一世帯の世帯員(申請には委任状が必要)、法定代理人(成年後見人等)も申請できます。